

日常生活圏域及び 地域包括支援センターについて

佐賀中部広域連合
第5回策定委員会資料

1. 佐賀中部広域連合における日常生活圏域の設定

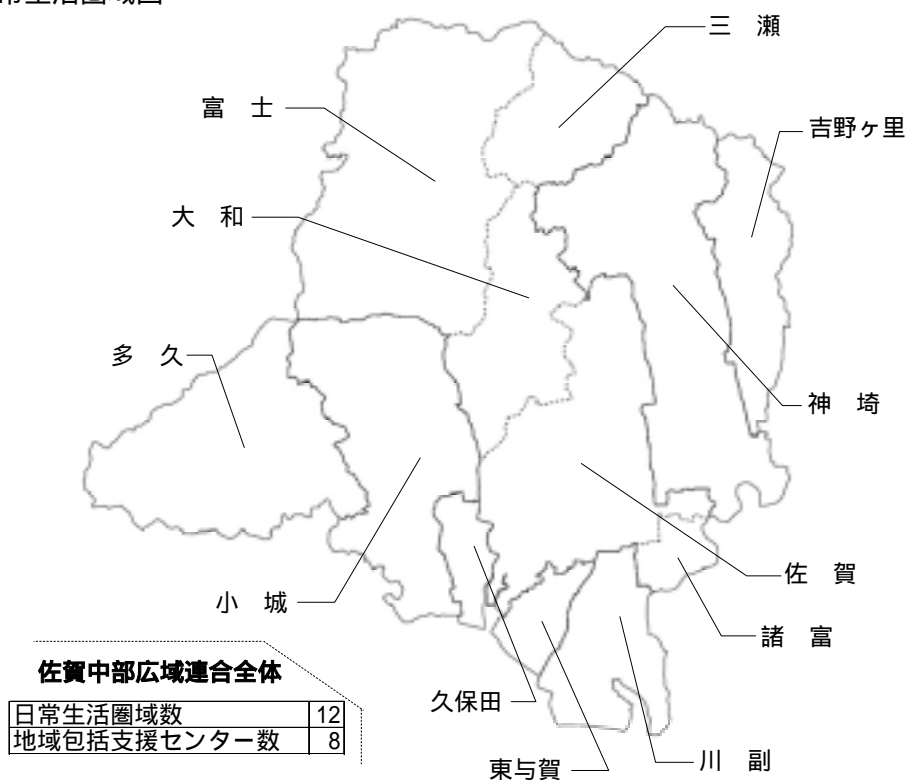
新たに創設される地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを提供する単位として日常生活圏域を設定する必要があります。佐賀中部広域連合では、地理的条件、人口、交通事情、介護施設の整備状況等の条件や市町村合併等を総合的に勘案して、以下の12の圏域を設定しました。

各日常生活圏域の概要

| 圏 域 名 | 人 口 | 面 積 | 高齢者人口 | 高齢化率 | 認定者数 |
|-------|----------|-----------------------|---------|-------|---------|
| 佐 賀 | 163,284人 | 103.76km ² | 32,572人 | 19.9% | 5,222人 |
| 諸 富 | 11,923人 | 12.02km ² | 2,760人 | 23.1% | 421人 |
| 大 和 | 22,468人 | 55.42km ² | 4,429人 | 19.7% | 842人 |
| 富 士 | 4,806人 | 143.25km ² | 1,534人 | 31.9% | 228人 |
| 三 瀬 | 1,613人 | 40.70km ² | 483人 | 29.9% | 92人 |
| 多 久 | 23,343人 | 96.93km ² | 5,954人 | 25.5% | 1,030人 |
| 小 城 | 47,012人 | 95.85km ² | 9,665人 | 20.6% | 1,507人 |
| 神 埼 | 33,907人 | 125.01km ² | 7,587人 | 22.4% | 1,310人 |
| 川 副 | 18,581人 | 46.49km ² | 4,498人 | 24.2% | 748人 |
| 久保田 | 8,262人 | 14.39km ² | 1,665人 | 20.2% | 292人 |
| 東与賀 | 8,044人 | 15.39km ² | 1,555人 | 19.3% | 310人 |
| 吉野ヶ里 | 15,750人 | 43.94km ² | 2,967人 | 18.8% | 378人 |
| 合 計 | 358,993人 | 793.15km ² | 75,669人 | 21.1% | 12,380人 |

人口は住民基本台帳平成17年3月31日現在

日常生活圏域図



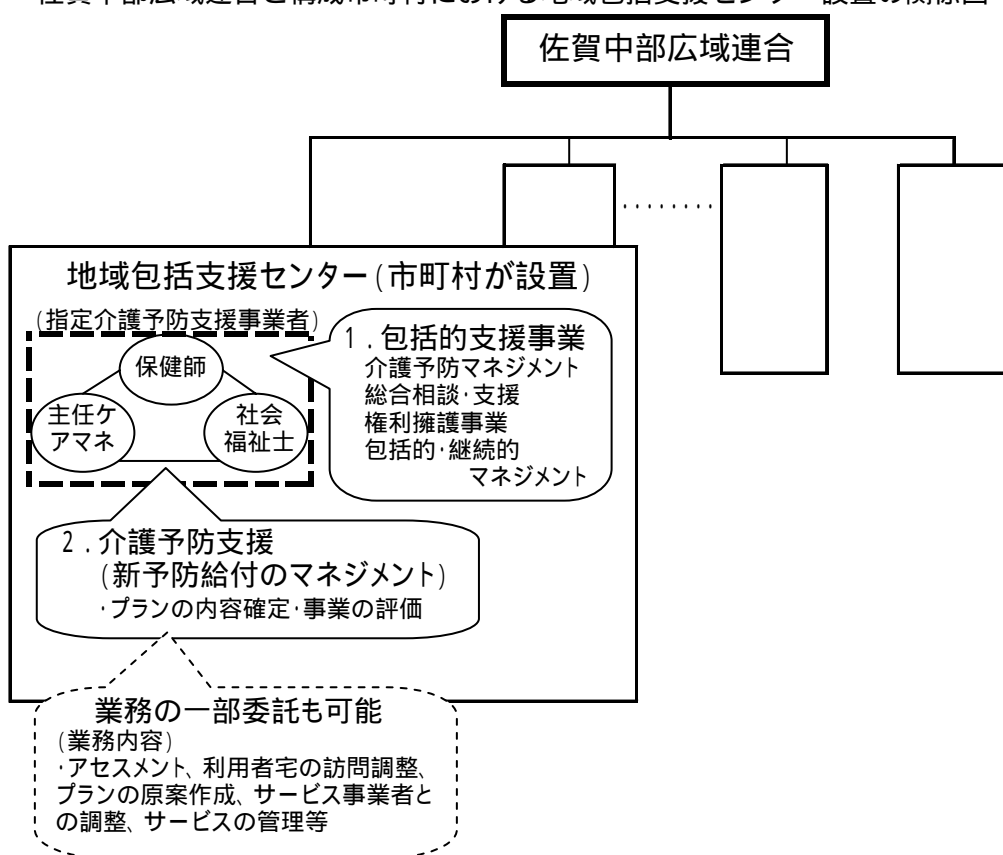
2. 地域包括支援センターの設置・運営

(1) 佐賀中部広域連合における考え方

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を一体的・包括的に支援することを目的とした中核拠点として設置されるものです。

佐賀中部広域連合では、地域包括支援センターが今後の市町の高齢者保健福祉に関する中核的な役割を果たすことになるという視点に立ち、また、中立・公平性の確保、関係部署との連携及び介護予防事業との連携等の利点を考慮して、構成市町がそれぞれ1センターずつ設置・運営することで、サービスの質の確保を目指します。

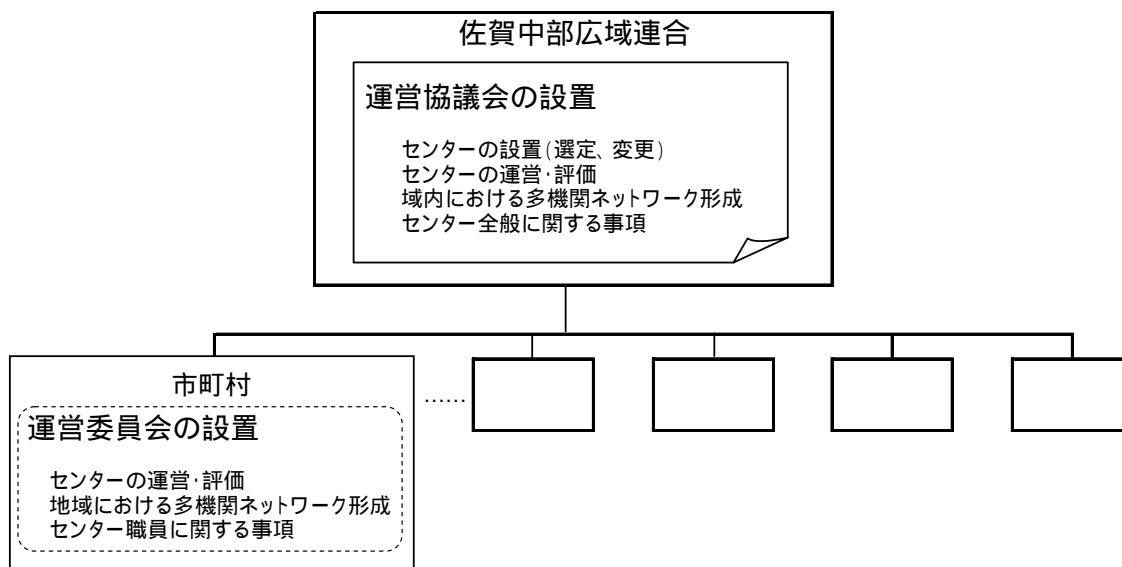
佐賀中部広域連合と構成市町村における地域包括支援センター設置の関係図



(2) 地域包括支援センター運営協議会について

佐賀中部広域連合では、「佐賀中部広域連合地域包括支援センター運営協議会（仮称）」を設置します。また、構成市町村においては、地域包括支援センター運営委員会を設置し、それぞれが連携して地域包括支援センターを運営していく方針です。

佐賀中部広域連合と構成市町村における地域包括支援センター運営の関係図



地域包括支援センター運営協議会の業務内容は以下のようなものになっています。

1. 地域包括支援センターの設置（選定・変更）に関する事項
2. 地域包括支援センターの運営・評価に関する事項
3. 佐賀中部広域連合内における多機関ネットワークの形成に関する事項
4. 地域包括支援センターの職員のローテーション・人材確保に関する事項

事務局は佐賀中部広域連合、構成委員は 介護保険サービス事業者・関係団体、利用者・被保険者、 地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者、となっています。